

## 第3回内部統制連絡会議を開催しました！！

去る7月18日、第3回大阪市内部統制連絡会議を開催しました。

会議の冒頭、最高内部統制責任者（市長）から次のような趣旨の訓示がありました。

- 一 所属長は内部統制の責任者である。自らの所管する業務について、プロセスレベルで きっちりと点検し、リスクの顕在化を防ぎ、業務の適正化を図ってほしい。
  - 二 共通業務責任者には、他局にまたがるような事務について、文書化とモニタリングという2つの非常に重要な役割がある。特にモニタリングは重要な役割である。
  - 三 引き続き、総務局とも連携しながら、各所属の取組をサポートしてほしい。
- ・内部統制は職員のコンプライアンス意識が土台になる。いくらルールを作っても職員のコンプライアンス意識が醸成されなければ、リスクが生じやすくなる。

1人の不祥事によって役所全体の信用が失墜する。それぞれの所属でこのことを意識して内部統制に取り組んでもらいたい。



連絡会議の資料等は、[H P（新たな内部統制の確立）](#)や[庁内ポータル（総務局内部統制関係情報）](#)に掲載しています。是非、ご覧ください！！

### 平成32年度から内部統制の整備が義務化されます！！

- ・平成29年6月、地方自治法が改正され、都道府県及び政令指定都市には内部統制、特に「財務に関する事務」の内部統制の整備が義務付けられます。
- ・法が施行される平成32年度の本格実施に向けて、計画的に準備を進めていく必要があり、今年度は、各所属で昨年度実施いただきましたリスク把握・評価の結果判明した、「財務に関する事務」の3つの重要リスクについて点検・整備を行う予定です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします！



#### 3つの重要リスク

- ①「不適切な契約」②「支払遅延・誤り等」③「不十分な現金等管理」